

平成 15 年 3 月 20 日
金 融 庁

「金融庁対策本部」の設置について

米国等による対イラク武力行使が開始されたことを踏まえ、本日、13時30分、金融担当大臣を本部長とする「金融庁対策本部」を別紙のとおり設置しましたので、お知らせいたします。

以 上

平成 15 年 3 月 20 日

金 融 庁

竹中金融担当大臣談話

1. 本日、イラクに対する武力行使が開始されました。この事態に際して、政府は、世界及び我が国の経済システムに混乱が生じないように、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講ずることとしました。
2. これを踏まえ、当庁としては、金融システムの安定確保に万全を期すため、対策本部を設置し、日本銀行及び海外金融・市場当局等とも緊密に連絡を図りつつ、事態に適切に対処していくこととしております。
3. また、我が国の株式市場及び金融先物市場についても、基本的には、週明けも、通常どおり、開場することとしております。
なお、東京証券取引所等においては、市場に不測の事態が生じないように、市場の状況に応じて適切な対応を行うこととしていると聞いております。
4. 政府としては、金融・市場の動向を注視しつつ、日本銀行と一体となって適切な対応を取ることとしているので、預金者、市場参加者におかれては、冷静な対応をお願いいたします。

平成 15 年 3 月 24 日

金 融 庁

「顧客等の本人確認等の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出について」の発出について

当庁は、3月20日付で発出した関係金融機関の資金洗浄対策担当責任者宛要請文書「顧客等の本人確認等の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出について」（別添）を、関係金融業界団体に手交して加盟金融機関への周知徹底方を依頼した。なお、発出文書は当庁ホームページ*上に掲載している。

* <http://www.fsa.go.jp/fiu/fiu.html>

(別添)

金 総 第 4 5 9 号
平成 15 年 3 月 20 日

関係金融機関

資金洗浄対策担当責任者 殿

金融庁総務企画局

特定金融情報管理官

細 見 真

顧客等の本人確認等の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出について

昨年 7 月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下本文書において「組織的犯罪処罰法」という。）の一部改正により、財産上の不正な利益を得る目的で犯した公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号。以下本文書において「テロ資金提供等処罰法」という。）第 2 条又は第 3 条の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又はテロ資金提供等処罰法第 2 条に規定する罪に係る資金について、組織的犯罪処罰法第 54 条第 1 項の規定によるいわゆる疑わしい取引の届出の対象となり、また、本年 1 月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）が施行され、顧客等の本人確認及び本人確認記録・取引記録の作成・保存義務が課せられたところである。

各位におかれては、これまでも上記立法の内容に則した適切な対応を行ってきているものと承知しているが、今般の関係諸国の対イラク武力行使という事態を踏まえ、本年 3 月 20 日に内閣に設置されたイラク問題対策本部会議においてテロ資金対策を講じることの緊急性が高いとされたところ、顧客等に対する本人確認等の履行を徹底するとともに、テロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引については遅滞なく当庁に届出を行われたい。